

# 安芸中学校いじめ防止基本方針

安芸市立安芸中学校（令和7年4月改定）

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を奪い、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるものである。

また場合によっては、いじめられた子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。

いじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行動や言動を許したり、「自分とは違う、合わない」という理由で特定の人を差別したりといった、大人の行動や言動が、子どもに影響を与えるということも言われている。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものお手本となるべき大人一人ひとりが、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、一人ひとりの大人がその役割と責任を自覚しなければならない。

また、学校や学級で起こったいじめを子どもたちみんなが「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、いじめの解決を目指し、子どもたち一人ひとりが「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、市民一人ひとりが自ら主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、平成26年3月に「高知県いじめ防止基本方針」が策定された。

令和4年に生徒指導提要が改訂され、子どもがなりたい自分を目指し、自分の幸せと社会の発展のために頑張れるよう大人が支えることの大切さが示された。また、同年6月に成立した「こども基本法」では、子どもの権利を守ることや子どもが自分の意見を言える場面をつくらねばならないということが示され、このことが法律に位置づけられた。このような社会の変化を踏まえて、今回の改定ではいじめをしない、させない取組だけではなく、いじめを生まない環境づくりやいじめを許さない子どもを育てるこをを目指し、学校が行うことについて示すこととした。

学校・地域・家庭その他の関係者が連携し、それぞれがいじめ問題を「自分事」としてとらえ、総がかりで、いじめを防ぐための取組を総合的かつ効果的に推進することができるよう「安芸中学校いじめ防止基本方針」を改定した。

## 第1 いじめ防止等（いじめを防ぐことや、早く見つけて解決する）のために知っておくべきこと

### 1 安芸中学校いじめ防止基本方針がめざすこと

#### （学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童などがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### （学校いじめ基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又はいじめ防止基本方針を参照しその学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

安芸中学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）の規定に基づき、本校における「いじめを防ぎ早く見つけて解決するために大切にしたいこと」をまとめたものである。

## 2 いじめとは（定義）

#### （定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一つ一つの言動が、いじめか、いじめではないかを判断するには、例えば「けがをさせたからいじめだ」「嫌がっていないからいじめじゃないだろう」と形式的・表面的にとらえるのではなく、いじめられた生徒の立場に立ち、みんなで考えることが必要である。

この時に、いじめには、冷やかしやからかい、SNSでの誹謗中傷など、さまざまな形があることを念頭において、いじめか、いじめではないかを判断するに当たり、法第2条にある「心身の苦痛を感じているもの」のとらえを間違えないよう、気をつけなくてはならない。例えば、本人が嫌な思いをしていたとしても、余計にいじめがエスカレートすることを恐れて「大丈夫だ。いじめられていない」と言ったりする場合もよくある。こうしたことから、生徒の言葉だけで判断はできないということを念頭に置いたうえで、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

定義に示されている「物理的な影響」とは、叩かれたり蹴られたりといった身体に被害を受ける場合や、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどのことである。

なお、いじめかどうかの判断は、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、法第22条で示されている「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）で判断する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で辛い思いをしている生徒がいる場合もあるため「学校いじめ対策組織」でしっかりと調べて、生徒がどんな思いをしているのかに着目し、いじめかどうかを判断するものとする。

例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいて、その生徒がそのことを知らずにいるような場合もある。いじめられている生徒本人は嫌な思いをしていない場合であっても、インターネットに書き込みを行った生徒に対する指導等は適切に行わなければならない。

また、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、すべてに対して厳しい指導をしなくてならないとは限らない。例えば、親切心で行ったことが相手の生徒にとっては苦痛を感じることだった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝り、教職員が介入しなくても、生徒同士で解決し、良好な関係を再び築くことができた場合もある。

そのような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、1つ1つのケースに応じた柔軟な対応を行うことができる。ただし、こういう場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため、起こった事案を「学校いじめ対策組織」で情報共有することは必ずしなければならない。「いじめ」の中には、「犯罪行為として取り扱われるべき」と判断され、早い段階で警察に相談するべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報しなければならないものもある。これらについては、教育的な配慮を行い、被害を受けた生徒がどうしたいのかを聞いたうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 基本方針の目標と大切にしたい視点

いじめの問題をなくすためには、「いじめをさせない」取組を進めることが最も重要である。生徒一人ひとりが「いじめは絶対に許さない」という決意をもつことと、そのような学校の雰囲気や社会の風土をつくっていくことが、いじめ問題をなくすことにつながっていく。

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた生徒や、勇気をもっていじめを知らせてくれた生徒を、しっかりと守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

そして、いじめの疑いがあるものも含めて、学校等が、しっかりとした対応をしなければならない。その際、「事実がどうだったか」ということを把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとらわれるのでなく、傷ついている生徒の気持ちに寄り添った支援を行うことである。

また、生徒は人と触れ合うことで、様々なことを感じ取り、成長していくものである。そういった社会性を身に付けるうえで、生徒たちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮し、躊躇してしまうことはあってはならない。このことから、生徒を取り巻く大人たちは「いじめをさせない」「いじめを早く見つけて解決する」「いじめを再び起こさない」を常に意識し、生徒たちを見守り支えていくことが大切になる。

本基本方針の目標は、いじめを防ぐための取組を大きく学校全体に広げ、効果的に進めていくことである。

また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な社会づくりにもつながっていくものである。そこで、以下の5つの視点を大切にしながら、いじめを防ぐための取組に学校全体で取り組んでいくことが必要である。

#### ① 生徒の変化に気付く力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、生徒同士の人間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人权感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。

このようなことからも、生徒に関わるすべての人々がしっかりと人権感覚をもち、生徒の小さな変化に気付く力を身に付けることが必要である。

② 生徒たちが「夢」や「志」をもてる社会づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会をつくっていく一人の人間としてよい社会をつくっていこうとする意欲や態度を育むことにつながる。このことから、生徒たちが自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を各学校が進めることができるようにするとともに、生徒一人ひとりの「夢」や「志」を応援する社会環境づくりが必要である。

③ 人と人との結び付きを強める

人と人との触れ合いを大切に、生徒同士がつながる、生徒と地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。

④ みんなで生徒を守り、育む

人と人との触れ合いを大切に、親しみやすく、心が温かいという県民性を、「高知県は、ひとつの大家族やき。」というキャッチフレーズでアピールした「高知家」。

このコンセプトに基づき、生徒同士がつながる、生徒と地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組が進んでいくことによって、豊かな人と人とのつながりがつくりあげられ、いじめを生まない環境を整えていくことにつながっていく。

⑤ 教職員自身が、余裕を持って生徒に接する

教職員自身も、生徒たちにゆっくり向き合えるように、身のまわりの環境を整えたり、余裕を持っているよう心がけたりすることが大切である。教職員が、心が落ち着く環境や時間を持つことで、生徒たちも安心して過ごすことができ、ゆとりを持って学校生活を送ることにつながると考える。

## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめをさせない

「いじめは、どの生徒にも起こりうる」ということを念頭においたうえで、「いじめをさせない取組を進めていく。まず、いじめを生じさせないためには、豊かな心や道徳心を育む取組を、生徒を取り巻く関係者全員で計画的、継続的に行っていく。こうした取組を授業や行事等の中で積み重ねていくことで、「いじめは絶対に許されない」ということの理解が、生徒の中で深まっていく。

そのことが、生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくることにつながっていく。

また、いじめを行う生徒のストレス等の要因に着目し、もしそのストレスがいじめへ向かわせている場合は、その改善を図ったうえで、ストレスに適切に対処ができる力を育む。

そして、すべての生徒にとって安全で安心な学級づくりに向けて、「人の役に立った、人に喜んでもらえた」といった自己有用感や充実感を感じられるようにすることや、生徒が主体的に活躍できる場を意識的につくりだしていく。

### (2) いじめに気づく

初期の段階で「いじめに気づく」ことは、いじめへの迅速な対応につながり、いじめられた生徒の心の傷を最小限にとどめることができる。そのためには、すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、いじめかどうか判断しにくい形で行われることを理解する必要がある。そのうえで、生徒同士の関係性の変化や、

生徒の気になる様子・態度が見られたら、「もしかしたらいじめかもしれない」という高い意識をもちながら、早い段階から大人が的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

このため、ICTの活用も含めた定期的なアンケート調査や教育相談を行うことで生徒のSOSを大人が気づきやすくし、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

また、生徒たちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が生徒たち一人一人をしっかりと見守り、生徒たちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるよう、学校は、窓口がどこなのか地域に知らせる。

### (3) いじめに対応する

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、いじめの認知から解消まで滞りなく組織的な対応を行う。

このため、教職員は日常的にいじめを認知した場合はどのように対応するかについて、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をあらかじめつくっておく。

### (4) 学校、家庭、地域で生徒を見守る

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要である。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校評議員会等を活用して、地域のみなさんといじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりすることができるよう、取組を進めていく。

また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校だけではなく家庭や地域と風通しのよい関係づくりを進め、いざという時は協力し、生徒を守り支える体制整備を図る。

### (5) 関係機関とつながり生徒を支える

いじめの問題への対応については、例えばいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、なかなか生徒に理解をうながすことができないなど、十分な効果を上げることが難しい場合もある。そのような場合は、教育委員会と学校、そして関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）が連携しながら適切な指導や支援を行っていく。

したがって、学校は日常的に関係機関の担当者の連絡先を把握し、連絡会議を開催し、情報共有するなど、いざという時にすぐに連携協働体制が組めるような準備をしておく。

また、教育相談については、学校が必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、法務局等、生徒の課題にあつた支援機関とつながり、連携しながら生徒を指導・支援していく。

## 第2 いじめ防止対策等

### 1 いじめ防止等の組織

#### (1) 「学校いじめ対策組織」の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある場合には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱えこままずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、学校の基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかチェックシートを用いて取組の検証や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校でのいじめ防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を担う。

#### ① 組織（学校いじめ対策組織）の役割

「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たってその中核となる役割を担うものである。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

##### 【いじめをさせない】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを担う役割
- インターネット上のいじめをはじめとする、学校だけでは取り扱いの判断が困難な事例も想定されることから、いじめをさせない取組の段階においても、スクールサポーター制度の活用等、日頃から警察との情報共有を行う体制を構築する役割

##### 【いじめに気づく・いじめに対応する】

- いじめに早く気づくため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめに早く気づき、解決するため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係する生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめられた生徒に対する支援やいじめた生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

##### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能

「学校いじめ対策組織」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、生徒の些細な変化や気になること、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応しなくてよいと個人で判断せずに、直ちに全てこの組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、生徒一人ひとりごとに記録され、複数の教職員で情報の集約と共有化を図る。そして学校は平時において、学校基本方針やマニュアル等に基づき、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早い対応につなげることが目的であり、管理職は、リーダーシップをとりながら情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。いじめを発見した教職員が一人で抱え込むことなく、些細なことでも学校いじめ対策組織に報告し、常に問題を学校全体として共有し取り組んでいくとともに、好事例についても日常的に共有する雰囲気を作り出すことが必要である。

また、「学校いじめ対策組織」は、学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

## ② 組織の構成員

構成する教職員は、管理職、人権教育主任、養護教諭、特別支援コーディネーター等とする。

なお、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

## ③ 運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部専門家の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織については、学校がその調査を行う場合は、この組織の母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

## (2) 学校がいじめ防止等のために行うこと

### ① いじめをさせない

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、「いじめをさせない」取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論し、自分の意見を表明するといった、いじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめられた生徒、いじめた生徒及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることや、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- 生徒同士がつながる、生徒と地域の人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組により、豊かな人間関係をつくりあげていくことで、いじめを生まない環境を整えていく。そして、生徒一人ひとりがいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけていく。

また、「いじめをさせない」ために、生徒同士が心を通わせられるコミュニケーション能力を育むとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

そして、きれいな学校や教室といった生徒たちが物理的、身体的にも過ごしやすい環境を整える。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

何よりも、いじめを受けた時やいじめではないかと思った時、遠慮せずに話ができることや、解決に向けて自己主張ができる人間関係を築いていく。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例が多く、いじめられた生徒を助けるためには他の生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒たちに対して、いじめに気づいたら、「学校いじめ対策委員会」への報告をするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、悩みがあることは「恥ずかしいこと」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える生徒も見られるため、いじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められた時に、どのように対応したらよいのかを指導していく。

さらに、学校の教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、学校の教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、学校の教職員、生徒、保護者等の外国人の生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する生徒の理解の増進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、生徒の心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努める。

- 大規模災害等により被災した生徒については、被災した生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を学校の教職員が十分に理解し、その生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめをさせない、いじめを早く見つける取組を行う。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## ② いじめに気づく

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを学校の教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談等の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を学校の教職員に報告することは、その生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを学校の教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、保護者との間に不信感が生まれてしまうことのないよう、初期の段階から、確認された事実を伝え、指導・援助方針についても丁寧に説明していく。

その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施しておく。

## ③ いじめに対応する

法第23条第1項は、「教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなげる。

生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。

いじめた生徒に対しては、いじめた生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

指導に当たっては、いじめはいじめられた生徒の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる必要がある。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒の安心・安全、健全な人格の発達に対する配慮も行う。

どうしていじめに向かってしまったのか、いじめをした理由や背景についてもいじめた生徒に寄り添って一緒に考え、いじめを繰り返さないように支えていく。

なお、いじめた生徒の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

これらの対応については、学校の教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ○ いじめに係る行為が止んでいること

1つ目は、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会等又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた生徒やいじめた生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ○ いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

2つ目は、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任が学校にある。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまでいじめられた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを念頭に置き、教職員は、いじめられた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、いじめられた生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

### 第3 重大事態への対応

#### 学校の設置者又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

##### ① 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による調査）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

##### ア 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかるわらず、学校を設置した教育委員会等又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、各学校は教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

#### ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うにあたっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会等の学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等の学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会等の学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

#### エ 調査を行うための組織

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、教育委員会が調査主体となる場合、法第 14 条第3項において教育委員会に平時より設置されているいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織である附属機関が調査を行うための組織となる。

また、学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

#### オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どのようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題が

あったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会等の学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

a いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聞き取りを十分に行うとともに、在籍している生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査等を行う。

その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。また、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるとともにいじめられた生徒の事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

さらに、教育委員会等の学校の設置者がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族側と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 情報発信・報道機関への対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は

連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

#### 力 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、在校生や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会等の学校の設置者又は学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及びプライバシー保護の配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

#### ② 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査結果に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

#### いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、いじめられた生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で行う。

その際、他の生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケートの結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

## 学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト(教職員用)

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

### 1 いじめの防止のための取組

項目		チェック
授業づくり	児童生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4 3 2 1
	全ての児童生徒が参加できる授業づくりに努めている	4 3 2 1
	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4 3 2 1
	児童生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4 3 2 1
	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4 3 2 1
	児童生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4 3 2 1
	教師の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4 3 2 1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4 3 2 1

### 2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートなどを活用し、児童生徒の実態把握に努めている	4 3 2 1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、「学校いじめ対策組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4 3 2 1
	児童生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4 3 2 1
	いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4 3 2 1
いじめの対応等	いじめた生徒への指導について、その行為に対しても毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4 3 2 1

### 3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目		チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4 3 2 1	
児童生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4 3 2 1	
PTA活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4 3 2 1	